

定期巡回・随時対応型訪問介護・看護

やのくち正吉苑

料金表

3級地

単位:円 11,050

定期巡回・随時対応型訪問介護費(1)

(1) 訪問看護サービスを行わない場合

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(1割)	基本	機能訓練	管理栄養士	夜間看護			
要介護1	5,446	60,178	6,018	5,446			5,446	60,178	54,160	6,018
要介護2	9,720	107,406	10,741	9,720			9,720	107,406	96,665	10,741
要介護3	16,140	178,347	17,835	16,140			16,140	178,347	160,512	17,835
要介護4	20,417	225,607	22,561	20,417			20,417	225,607	203,046	22,561
要介護5	24,692	272,846	27,285	24,692			24,692	272,846	245,561	27,285

(2) 訪問看護サービスを行う場合

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(1割)	基本	機能訓練	管理栄養士	夜間看護			
要介護1	7,946	87,803	8,781	7,946			7,946	87,803	79,022	8,781
要介護2	12,413	137,163	13,717	12,413			12,413	137,163	123,446	13,717
要介護3	18,948	209,375	20,938	18,948			18,948	209,375	188,437	20,938
要介護4	24,434	269,995	27,000	24,434			24,434	269,995	242,995	27,000
要介護5	29,601	327,091	32,710	29,601			29,601	327,091	294,381	32,710

・基本は月額定額料金となりますが、月の途中からご利用もしくは終了された場合や短期入所生活介護等の入所系のサービスをご利用された場合には、日割り料金(単位数にご利用日数を乗じて算出)となります。

・同一の建物もしくは隣接する建物の利用者にサービスを行う場合、1月につき上記単位数から600単位が減額されます。

2. 通所系サービスを併用された場合の減算される金額(1日につき)

(1) 訪問看護サービスを行わない場合

要介護区分	単位数	費用額(10割)	自己負担分の減額料金	基本	機能訓練	管理栄養士	夜間看護			
要介護1	-62	-685	-69	-62			-62	-685	-616	-69
要介護2	-111	-1,226	-123	-111			-111	-1,226	-1,103	-123
要介護3	-184	-2,033	-204	-184			-184	-2,033	-1,829	-204
要介護4	-233	-2,574	-258	-233			-233	-2,574	-2,316	-258
要介護5	-281	-3,105	-311	-281			-281	-3,105	-2,794	-311

(2) 訪問看護サービスを行う場合

要介護区分	単位数	費用額(10割)	自己負担分の減額料金	基本	機能訓練	管理栄養士	夜間看護			
要介護1	-91	-1,005	-101	-91			-91	-1,005	-904	-101
要介護2	-141	-1,558	-156	-141			-141	-1,558	-1,402	-156
要介護3	-216	-2,386	-239	-216			-216	-2,386	-2,147	-239
要介護4	-266	-2,939	-294	-266			-266	-2,939	-2,645	-294
要介護5	-322	-3,558	-356	-322			-322	-3,558	-3,202	-356

※通所介護等の通所系のサービスをご利用された場合には、利用日数に応じて上記表の金額が基本サービス費から差し引かれます。

3. その他の料金

<加算について>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(1割)						
サービス提供体制加算(Ⅰ)	全介護職員に研修計画と健康診断、情報共有・技術指導会議が実施され、 ①介護福祉士が60%以上 ②助産師10人以上介護福祉士25%以上	+750	8,287	829	750					
サービス提供体制加算(Ⅱ)	全介護職員に研修計画と健康診断、情報共有・技術指導会議が実施され、且つ介護福祉士が40%以上配置または介護福祉士・実務者研修修了者・基礎研修修了者が60%以上配置され	+640	7,072	708	640	8,287	7,458	829		
サービス提供体制加算(Ⅲ)	全介護職員に研修計画と健康診断、情報共有・技術指導会議が実施され、 ①介護福祉士が30%以上配置または介護福祉士・実務者研修修了者・基礎研修修了者が50%以上 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上	+350	3,867	387	350	7,072	6,364	708		
		+350	3,867	387	350	3,867	3,480	387		
						3,867	3,480	387		
初期加算	利用開始日もしくは、30日を超える入院後の再利用開始から30日以内	+30	331	34	30	331	297	34		
緊急時訪問看護加算	計画的に訪問することになっていない緊急訪問を必要に応じて行う場合(訪問看護サービスを行う場合に限り)	+290	3,204	321	290	3,204	2,883	321		
特別管理加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める特別な管理を要する方	+500	5,525	553	500	5,525	4,972	553		
特別管理加算Ⅱ		+250	2,762	277	250	2,762	2,485	277		
ターミナルケア加算	主治医との連携の下、同意を得てケアを実施。死去の場合14日以内2回以上のケア	+2000	22,100	2,210	2000	22,100	19,890	2,210		
総合マネジメント体制加算	利用者の状況に応じて関係者が共同し定期巡回介護看護計画の見直しを行い、且つ関係機関に情報提供を行っている。	+1000	11,050	1,105	1000	11,050	9,945	1,105		

<介護職員処遇改善加算>

項目	単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の24.5%を加算
○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の22.4%を加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の18.2%を加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の14.5%を加算

令和6年6月1日 現在

事業所名 ホームヘルパーステーションやのくち正吉苑
説明者

私は、本書面により事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護・看護についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

続柄